

京都市告示第522号

京都市障害者スポーツセンターの指定管理者である公益財団法人京都市障害者スポーツ協会から、京都市障害者スポーツセンター条例第4条の規定に基づき、休所日の変更について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成27年12月22日

京都市長 門川 大作

- 1 平成28年5月6日（金）、7日（土）及び8日（日）は、開所する。
- 2 平成28年5月16日（月）、18日（水）及び19日（木）は、休所する。

（保健福祉局障害保健福祉推進室）